

## 3 施設一体化整備基本計画策定に係る意見・要望等

団体名	京都障害児者親の会協議会
意見・要望等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者総合支援法や児童福祉法の一部改正法の施行（平成30年4月）を見据えた施策を展開していただきたい。</li><li>○ 障害者福祉の切れ目のない「保健福祉局」と「子ども若者はぐくみ局」の連携した施策を展開していただきたい。</li><li>○ 当協議会ではかねてから、移動に困難を伴う障害児者が身近なところで継続してリハビリを受けられる体制の整備を要望してきたところであり、その願いが叶う施策を展開していただきたい。</li></ul>



3 施設一体化にかかる京家連の意見  
～精神保健福祉を共に構築するために～

2017年10月18日

公益社団法人

京都精神保健福祉推進家族会連合会

会 長 野地芳雄

京都方式の精神科医療、A型、B型事業所など京都市の精神保健福祉行政を通じてのご配慮に敬意を表しております。3施設一体化により精神保健福祉の重要な拠点がどうなるのか、家族会としても大きな不安を持っています。以下について意見（提言）をのべ共に京都の精神保健福祉の推進に力を注ぎたく意見を申し上げます。

1 地域包括ケアの体制構築の流れと朱雀工房の社会資源の重要性をどう考えるのか。

社会福祉法人朱雀工房は京都府・京都市と一体になって国の精神保健福祉を取り組みその推進に全力をあげ一定の成果挙げてきました。国のむこう5年間の医療、福祉の見直しに当たっても、保健所が「要」となり、地域包括ケア体制の構築を大きな見直しの柱にしております。京都府はその構築体制に朱雀工房の施設、人材と有能な援助技術に大きな期待をよせています。

2 行政の仕事をする朱雀工房は、精神障害者や家族の困難に向き合い、寄り添ってきた施設です。

社会福祉法人光彩の会による朱雀工房、グループホーム、生活支援センターは京都の家族会と京都市が、力をあわせて立ち上げた施設です。法人の基金125万円は家族会が拠出し、厨房の新設費350万円も家族、職員で負担協力してまいりました。

しかし、精神障害者と親の困難に、残念ながら医療、保健、福祉の手は届いておらず、当事者、家族は今なお制度の谷間で「もがき」「苦闘」の状態に置かれています。（別紙読売新聞参照ください。）その延長線上で山科でも精神の子どもによる父親の殺害事件がおきました。

知的の息子と精神の息子（長男）を抱える父親の家族に保健所、福祉事所、医療などの専門的援助が届いておれば、こんな悲しい事件は防げたかも知れません。

3、精神障害者と家族はリソース（資源）である。

320万人の精神疾患患者が現在400万人に近い数字を示しています。

京都市の職場にも罹患する職員の増加増、一度に3人が退職する事態が起こっていることが聞こえてきました。京都府でも有能な職員の自死があったことを知りました。これらの事象から何を学ぶのか？行政も、私たち家族会も共に熟慮しなければならない問いかけをうけているのではないのでしょうか？

4、増進センターと朱雀工房の諸施設の一体化こそ効率的な地域包括機能を果たすと考えます。

わが国の精神保健福祉は、関係者も認めているように、欧米にくらべ50年も遅れて

いるといわれています。具体的には①本人の介護を家族任せにしてきた保護者制度、保護者義務の改正後もその実態はわかりません。②家庭の中で危機的状況が生まれても、危機介入の支援制度がありません。③重篤な精神障害者への支援体制も整備されていません。

④地域にある社会資源をまとめ重層的な役割(地域包括ケア)を求められていますが、現状は職員の仕事は膨大し書類の作成におわれ本来の保健福祉の深刻な相談に対応していただけません。対応する職員の表情に苦悩の色があらわれています。

国は、保健所をソーシャルネットワークの「要」にと方針を示しているなかで3施設一体化によって生じている重大な「課題」は、弾力的に見直しされるべきではないでしょうか。(組織統合の実をあげるために)

#### 5, 京都市・京家連が協働し精神保健福祉の改革、向上で、共に生き生き暮らせる地域を作りたい(提言)

行政の宝は、現場で働く職員の力と能力・意欲ではないでしょうか。厳しい時代であればあるほど、課題や問題点をしっかり捉え、分析し、共通した目標、法や条例が指し示す指針を行政組織全体が確認できたとき、行政組織は、大きな力を発揮するのではないのでしょうか。

イギリスのメリデンを視察研修で訪れた、京都府職員3名の感想によれば『私たちの発想の転換』が必要だと聞かされました。公務員による英国医療・保健福祉が、実に素晴らしく機能するソーシャルネットワークとして展開されていることが報告されています。保健福祉の抜本的改革をなし遂げた英国は、全て公務員です。日本の公務員ができないことはないと感じました。京都市の相談員研修に講師の要請を受けてお話をさせて頂くなかで、知りえた職員さんの感想は家族の苦悩に心を寄せるだけでなく、保健所の役割を真剣に考えようとする感想に触れ、心ある保健職員がおられることに大きな喜びと期待を感じました。

京都市の職員も是非、市長の英断でイギリス、フィンランドへの研修視察を実現していただければ、京都市の精神保健福祉に大きな成果を生み出すものと信じています。

以上、提言の意味するところをお受けとめ頂きますようお願い申しあげ、京家連の意見と致します。

平成29年10月17日

### 3 施設一体化に対する「京のかれん」家族会からの声

私たちは社会福祉法人京都光彩の会が運営する京都市朱雀工房や西山高原工作所、グループホームに通所する利用者の家族で構成する「京のかれん」家族会の会員です。

京のかれん家族会は京都精神保健福祉推進家族連合会にも所属しています。3施設一体化に対して声をご送付申し上げます。

精神の障害は発病が遅く、気がつけば青春の真っ只中、人生で最も楽しい時期なのに親も子も訳が分からなくて、決して病名も人様には言えぬ状態のまま、通院と自宅での見守りの中、京都市こころの健康増進センターデイケア課でお世話になり、手話、パソコン、園芸、コーラス、卓球等学びデイケアを卒業して京都市朱雀工房に入所した利用者も多数います。心の拠り所のなかった子供達も生き生きと通所しています。立ち上げて頂いた先生方に感謝の気持ちで一杯です。

家族会の個々の意見、要望を下記に羅列します。

1. 京都市こころの健康増進センターと京都市朱雀工房、地域生活支援センター「なごやかサロン」を切り離すことは考えられない。利用者の子供達も生き甲斐として通っている。
2. 交通の便も良いので、安心して通所できる。「現在の通所場所」
3. 元のように戻して欲しい「以前の場所 壬生東高田町」
4. メンバーの気持ち(不安を和らげる等、友達の輪を作る場所)なごやかサロンが楽しみ
5. 利用者の仕事が継続出来るように願います。
6. 家族と話をした結果、施設一体化庁舎への入居を希望します。  
 今まで同じ屋根の下で互いに助け合っただけでここまで来たのに、今更分離は考えられません。分離となれば職員、先生方の無駄な時間が発生するのではないかと、心配します。  
 京都市も耐震の事を考え案を出していますが、できる限り暖かく見守って下さるようお願いいたします。

#### まとめ

子供の笑顔を見て、家族も幸せ気分になれます。このささやかな幸せが親亡き後も継続できるように朱雀工房となごやかサロン3施設一体化庁舎への入居を切に切にお願い致します

増進センターと朱雀工房は連絡を密にとって、活動しやすいので、常に一体化が必要不可欠です。

以上

京のかれん家族会

# 京都市 3 施設一体化整備計画に係る意見

## 一体化ではなく、3施設それぞれの機能拡充を求めます

2017年10月20日

京都のリハビリを考える会

京都府保険医協会

京都市3施設の合築方針を考える実行委員会

第1回有識者ヒアリング（9月28日）にて配布された「3施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過」で、京都市当局ご自身が説明されているとおり、京都市の3施設一体化整備基本計画は、旧・京都市身体障害者リハビリテーションセンター（市リハセン）附属病院の廃止に端を発したものです。

京都のリハビリを考える会は、市リハセン附属病院を廃止してはならないとの立場で、京都府保険医協会が呼びかけ、福祉関連団体や現場スタッフの方々の参加を得て結成されました。附属病院廃止以降も、取組みを継続し、現在は京都市3施設の合築方針を考える実行委員会の構成団体としても活動しております。

私たちは会を結成した2012年以降の5年間にわたり、この問題を考え、市民対象のフォーラムを幾度となく開催し、京都市当局・京都市会への要望・陳情活動、懇談の機会を積み重ねてきました。

今年3月、市当局が「地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの施設一体化に向けた基本構想」をとりまとめ、9月には有識者ヒアリングを設置されたことを受け、いよいよ3施設の合築問題が目に見える形で京都市政の課題へ浮上してきたものと受け止めています。

この度、意見聴取の機会をいただいたことを機に、私たちの意見・疑問を以下にまとめさせていただきます。有識者の先生方、市当局の皆様へ受け止めていただけることを信じています。

### 記

#### 1. 地方創生と3施設の一体化の関係

私たちは、京都市が京都市地域リハビリテーションセンター、京都市児童福祉センター、京都市児童福祉センターの一体化をめざす背景に、国が進める「地方創生」（ローカル・アベノミクス）が関係しているのではないかと考えています。

国は財政再建と経済成長を最優先課題に据え、地方自治体の在り方を転換させようとしています。地方自治体に対し、経済成長に役立つような政策実行を求め、なおかつ財政削減に向け、公的支出を可能な限り効率化・抑制するように迫っています。総務省が地方自治体に求めている公共施設のマネジメントも、そうした視点によるものです。

京都市は国の「公共施設等管理計画」の策定指示に先駆けて「京都市資産有効活用基本方針」（2012年）を定め、京都市の所有する資産の貸付・売却による有効活用や積極的売却による財源確保等に取り組むことを決めました。「公共施設マネジメント基本方針」（2014年）では、学校や保健福祉施設も含めたすべての公共施設をリストアップし、①長寿命化、②廃止を含む保有量の最適化、③有効活用の3つの方向での検討を開始しています。さらに京都市は「京プラン」に「資産の有効活用等により、年間50億円の財源を確保する」ことも目標に定めています。

一方で京都市は観光都市をめざす様々な取組みを進めています。これも地方創生のいう経済の活性化に資するものなのでしょう。「京都観光振興計画2020」にあるように、東京オリンピックをチャンスにたくさんの観光客に来ていただくため、宿泊施設をはじめとした観光資源の確保を進めています。

以上の公有地売却と観光集客による経済活性化を組み合わせると、現在の市の政策サイクルが、①市財政の厳しさが背景にあるゆえに公共施設の売却を進める。②公有地を売却することで財源を得るとともに、売却した土地を観光資源に活かしてもらう、③より多くの観光客を受け入れることができる—というように組み立てられているのではないかと考えられます。

私たちは、今回の3施設一体化もこうしたサイクルの中で生じている側面があるものと考えているのです。

しかし、公共施設、とりわけ保健・医療・福祉に関する施設の見直しの議論は、子どもたちや障害のある人たちに対する、人権保障の水準を左右するものです。

地方自治法に定められているとおり地方自治体の第一の任務は経済成長ではなく、住民の生命を守り、福祉を増進することです。

京都市が「構想」で掲げている「障害のある方も、困難を抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指」するためにも、国の経済政策に左右されない保健・医療・福祉政策を進めていただきたいと考えます。

## 2. 市民の生命と生活を守る最前線である区役所機能の強化を

第1回有識者ヒアリングでは、委員の先生方から相談機能を強化するためには区役所機能の充実こそが必要なのではないかという趣旨の指摘がありました。

配布資料3のI「基本理念」には、「障害特性や児童福祉を熟知したそれぞれの専門職員が1箇所に集中する専門的中核機関としてのメリットを最大限に活かして」とあります。これに似た表現は、昨年度から京都市が進めてきた区役所機構改革において、各区役所の保健衛生行政の機能を「医療衛生センター」に集約し、各保健センターに配置されていた医師を「京都市保健所」に集約する際にも用いられていました。

区役所機能の強化が必要にもかかわらず、市政策の基本は「集約化」です。その意味では3施設一体化も「集約化」の流れに沿ったものだと考えられます。

しかし、誰もが生活しやすい社会の実現のためには、住民の生活する地域を基礎にして、政策を検討すべきではないでしょうか。

## 3. 具体的な意見と要望

私たちは基本的に3つの施設はそれぞれに重要な役割を果たしており、一体的な施設にするのではなく、それぞれが今以上に役割を発揮するように充実を図るべきと考えています。そのことを前提に、具体的な意見・要望を以下に述べます。それらを実現するには、一体化ではなく、それぞれの施設を充実させる方向こそが、真に市民の生命と健康を守る施策の拡充につながるということがご理解いただけると考えています。

#### **(1) 「障害」で括った一体化施設に児童相談所機能を組み込む理由がありません**

京都市の構想や意見聴取シートには、児童福祉センター機能の「児童相談所機能（児童虐待対応）」についての記述がありません。3施設一体化はあくまで「障害」で括られており、児童相談所を含めることに無理があるのではないのでしょうか。これは元をたどれば障害のある子もない子も等しく「子ども」として捉える観点かの不足からくる矛盾ではないのでしょうか。

#### **(2) 一体化をせねばならない理由がどこにも書かれていません**

そもそも、3施設を一体化する理由は何でしょうか。構想や意見聴取シートにはそれが書かれていないのではないのでしょうか。有識者ヒアリングは一体化方針を既定のものとして扱っていますが、一体化の是非から議論すべきではないのでしょうか。

#### **(3) 一体化施設へ相談にくる市民とはどのような人なのでしょう**

各相談部門の一体化や障害福祉コンシェルジュの配置が検討されているが、相談に訪れるのはどのような方が想定されているのでしょうか。市が述べる障害の「重複」や「はざま」への適切な支援は必要ですが、それは地域の保健福祉センターの専門性を高める方向で検討すべきではないのでしょうか。

#### **(4) 「切れ目のない支援」が一体化施設をつくることで実現するとは考えられません**

また障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行など、切れ目のない支援に取り組むことも強調されています。しかし例えば、18歳以下の方の通所支援の窓口は児童福祉センターが担い、18歳以上の方の窓口は行政区の保健福祉センターです。なのになぜ、3施設の一体化によって「切れ目」がなくなるのでしょうか。

#### **(4) 重複障害のある人たちの利便性が向上するとは考えられません**

構想は専門相談のワンストップ化として、身体障害・知的障害・精神障害の方のうち障害が重複されている方の「相談窓口の利便性」が向上すると説明します。しかし現状、身体・精神の相談窓口は基本的に地域の保健福祉センターであり、市リハセンや「こころ」ではありません。一体化がなぜ利便性向上につながるのでしょうか。また、重複障害の方々に対するニーズ調査は実施されたのでしょうか。

#### **(5) 「合築化に先行した取組」の検証はできているのでしょうか**

基本構想には、「こころの健康増進センターの地域リハビリテーションセンターと同一建物への移転による身体・精神の相談窓口の併設化、更には両施設連携による事業の充実等、合築化に先行した取組をすすめているところです」とあります。「併設化」や連携による「事業」の成果・評価を検証できているのでしょうか。

#### **(6) 診療部門の一体化で待機期間は短縮するのでしょうか**

今、子どもの発達に不安を感じる保護者の方々が、児童福祉センターの発達相談所につながることでできても、「療育」につながるのに長い時間がかかります。その大

きな理由は診断の待機と言うよりも発達検査の待機です。保護者の方々が不安を抱えたまま、4カ月もの待機を強いられている現状は深刻です。京都市は、「基本構想」で「児童精神科の発達障害診断までの期間の短縮」に「3施設の診療部門を一体的に運用すること」が寄与すると書いていますが、一体化と期間短縮の関係がよくわかりません。診療体制の充実は望ましいことですが、検査にかかる心理職の人員配置、検査システムの見直しも必要です。今年度より、京都市は各行政区に子どもはぐくみ室を設置しました。子育て支援策の一元化をいうのであれば、住み慣れた地域の区役所で、発達検査が受けられる体制の構築も検討すべきではないでしょうか。

#### **(7) 一体化で解決しない児童福祉センターの厳しい現実があります**

国の制度改定を受け、児童発達支援事業、放課後等デイサービスセンター事業の事業所数が増えています。児童福祉センターのケースワーカーは極めて厳しい人員体制で仕事をしておられます。あれほど夜遅くまで仕事をされているのに受給者証の交付が追いついていないと聞きます。また、ケースワーカーさんたちは事務実務に追われ、インタビューもできていないとお聞きします。この問題も、施設を合築して解決する問題ではない。ケースワーク機能の強化に向け、事務スタッフ・ケースワーカーの大幅増員が必要と考えます。

#### **(8) 療育の質の担保と児童福祉センターの役割は**

また、児童福祉分野での事業者数が増加する中、児童福祉センターが窓口になって子どもたちを療育につなぐことで公的な責任で子どもたちの育ちを保障する「京都方式」が揺らいでいます。児童福祉センターがまさにセンターとして、一人一人の子どもの状態にあった療育につなぐ機能を発揮することが必要と考えます。

#### **(9) 延床面積の減少で現行の各施設の機能が存続できるのでしょうか**

「資料5」では3施設の延床面積約14,780m<sup>2</sup>に対し新施設の新床面積は約11,680m<sup>2</sup>であるが、約3,100m<sup>2</sup>を現時点で削減が見込めるとしています。延床面積の縮小は、各施設の機能縮小につながらないのでしょうか。例えば、児童福祉センターにおける子どもたちの一時保護所、運動場、こぐま園、うさぎ園はどうなるのでしょうか。地域リハビリテーション推進センターの入所施設や体育館はどうなるのでしょうか。こころの健康増進センターのデイケア事業はどうなるのでしょうか。

#### **(10) 市リハセンに入院機能の復活を**

リハビリテーションをめぐるっては、診療報酬上の算定日数制限や、慢性期リハビリテーションの介護保険移行の方針にみられるように、国による抑制基調の政策が続いています。廃止前の市リハセン附属病院が担っていた、民間では受け止め切れない重度・長期の方々へのリハビリテーション保障の必要性は、今日ますます高まっていると考えます。さらに市リハセンは医療専門職を中心に地域リハビリテーション推進事業に取り組んでいます。医療専門職種は、学会や研修等で新たな知識を得て、日々の診療等の中で実践し、評価・フィードバックし、自分の知識や技術を磨いていくことで洗練・成長するものです。市リハセンの大半の医療専門職種は専門外の事務業務に日々追われています。市リハセンが地域リハビリテーション推進の役割を果たすために必要な医療専門職種の専門性の担保・向上にも臨床現場は必要です。以上のことから、市リハセンに入院機能を復活させることが必要と考えます。

### **(11) 障害のある京都市民の在宅復帰の拠点となる障害者支援施設に**

附属病院廃止後、市リハセンの障害者支援施設の利用は、高次脳機能障害のある方に限定されています。京都市内には、高次脳機能障害のある方が在宅復帰をめざす自立訓練を受けられる場が十分ではないため、この取組みは一定評価できます。しかしながら、利用対象者の条件（ADLがほぼ自立等）が高いため、介助が必要な方が利用できません。また高次脳機能障害にだけ特化したために、身体障害のある方は、京都市内において高次脳機能障害又は視覚障害が重複していないと自立訓練（機能訓練）を受けられる場所がないのが実情です。人員体制・施設を充実させ、すべての障害がある方の在宅復帰をサポートできる施設にすべきと考えます。

### **(12) 新しいリハビリテーション分野への業務拡大を**

リハビリテーションは発展途上の分野です。高次脳機能障害だけでなく、二次障害を含む重複障害や、職業・産業リハビリテーションの分野等、公的機関が業界を牽引すべきことはたくさんあります。

### **(13) こころの健康増進センターの機能拡大を**

こころの健康増進センターは、市民のこころの健康についての相談・援助や、精神障害のある方々への支援に取り組む、かけがえのない施設です。相談機能を一層拡充していただくとともに、デイケア事業等を通じ、就労や社会参加をサポートする施設としての発展を望みます。

現在、こころの健康増進センターは種々の相談機能を持ち、相談事業として「ひきこもり」「アルコール等依存問題」「精神障害者法律相談」等を実施しています。

今後は「身体障害を伴わない高次脳機能障害」や、「成人の発達障害」など一般病院・診療所では診察が難しかったり、診療報酬と支援が見合わず、診察してもらいにくい、こころの問題の相談を積極的に受け入れていただきたいと思います。また、「うつ病回復期からの職場復帰支援」「発達障害に特化した就労支援」等、公的機関として、病院・福祉施設とは違う福祉サービスの実施機関としての充実も望みます。

### **(13) 有識者ヒアリング委員構成に障害当事者の参加を**

今回、有識者ヒアリングを実施されたこと、意見聴取を実施されたことは大変良かったと考えます。しかしながら、有識者委員の中に、障害当事者の参加が必要なのではないでしょうか。また、第1回ヒアリングでは教育行政とのかかわりを求める意見がありました。あわせて委員構成に加えていただくことを求めます。

以 上



2017年10月20日

### 3施設一体化整備基本計画策定に係る意見提出について

公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会  
会長 渡辺 登志子  
(担当 : 久門)

- 統合される施設は、どんな障害のある人でも利用しやすい、よりオープンなものであること。
  - ・ これまで、中途障害者のためのリハビリを主にした施設であると理解していたため、また、そのような印象を与えてきたため、重度重複障害の人は、常に排除されてきた。新しい施設は、必要としているすべての障害のある人のための施設であること。
- 車イス、補装具に係る情報が分かりづらい。制度や運用の変更があれば、その都度、利用者並びに家族に丁寧な情報発信をしてほしい。
- 平成 30 年度より補装具の借り受け制度が進められているが、該当する人に情報が周知徹底できているか。
- 医療的ケアの必要な障害のある人の項目が全くないが、「3障害の相談窓口」、「切れ目のない相談や支援」、「ワンストップ化の実現」ということから、障害のあるすべての人に対応可能であると理解して良いのか。
- 車椅子、補装具の制作について下記の声が寄せられているので改善を図りたい。
  - ・学校時代に作ったものが、大人になってから修理できないのはなぜか？
  - ・利用者の実態を知らないリハセンのドクターに車椅子等の判定をされ、制約をつけられることがある。
  - ・リハセンのドクター指示のもとで、補装靴を作ったが、利用者が嫌がって履かない靴が出来上がってきた。リハセンは何のためにあるのか。
  - ・座位保持装置の制作に理解が得られにくい。



2017年10月20日

### 3施設一体化整備基本計画策定に係る意見提出について(案)

京都市生活介護等事業(障害者デイサービス)連絡協議会  
会長 久門 誠

- ・統合される施設はより市民に開かれたもの、利用しやすいものということについて是非推進して頂きたい。京都市の障害のある方の福祉の向上のために連携・協力できるよう当会としても努力していきたい。
- ・医療的ケアについて、生活介護事業所の中でも取り組んでいる事業所が一定数存在する。「3障害」の相談窓口、「切れ目のない相談や支援」の中にきちんと位置づけていただきたい。
- ・近年積極的に研修等を企画して頂いており、より充実・発展することを願っております。また、京都市のルールと存じますが、広く市民に周知すべき案内にまで、メールの添付にパスワードをつける必要はあるのでしょうか。本件と直接関係ない件と思われませんが申し添えます。

以上



2017.10.20

## 3 施設一体化整備に係る意見

社会福祉法人京都光彩の会

当法人は、3 施設一体化整備により、精神障害のある人たちや家族がより専門的な相談やサービスが受けやすくなるよう、また精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築の基盤となり、誰にとっても暮らしやすい共生社会が実現するよう 20 年来の経験を活かし、市民のために一層貢献していく所存です。

具体的には、以下のことを要望いたします。

## 1. 京都市こころの健康増進センターの機能の向上

## (1) 専門相談と技術指導、研修の充実

まだまだ精神障害のある人たちの福祉は3 障害一体の福祉施策になったとはいえ、交通費や医療費の助成等追いついていないところがあり、疾患と障害との併存がある精神障害のある人たちの特性に配慮する必要があります。総合的相談をおすすめるだけでなく、思春期相談、ひきこもり相談や訪問、自殺対策、依存症への支援、地域移行支援事業、保健センターの技術指導、福祉サービス事業所職員を対象とした研修がさらに充実することを望みます。

## (2) 地域包括ケアシステムの構築

地域で正しい理解が十分得られていない精神障害のある人たちと交流により市民の理解を促進し、地域の一員として暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築の中心的役割を担っていただくことを望みます。

## 2. 京都市朱雀工房、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」の3 施設一体化庁舎への入居

同じ建物内で活動しているからこそ情報交換や連絡、連携が取りやすく、事業を振興し、社会資源を創出することが可能となっております。従来どおり京都市朱雀工房、障害者地域生活支援センター「なごやか」の3 施設一体化庁舎への入居を要望いたします。

その根拠として実績と今後京都市民に貢献できることを以下に示します。

## (1) 相談と処遇との連携

精神保健福祉、精神障害に関する高度の知識、対応スキルを有する人材は、その育成に取り組まれているものの、未だ不十分な状況にあります。この限られた人材を「京都市朱雀工房」や京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」、といった京都光彩の会運営の事業所との一体的連携によって有効に活用してきたのが現状です。これが行えているのは、相談部門とそれを受けての処遇部門が同じ建物内にあり、日常的に情報が共有されていること、また利用者が新たな人間関係を築くための障壁が少ないことによります。行政に課せられた責務と強みが、民間の機動性・創造性といった強みと相乗的に機能して、これまで適切、有効かつ効率的な処遇につながってきています。

このようにとりわけ精神に障害のある方々にとって、相談の場と事業の場が同じ施設で密接に働き合うことが望ましいといえます。これが物理的に隔てられた場合、スタッフを有効に活用できないばかりか、障害のある方々に対するケアの低下をもたらすことでしょう。

総合ホットライン機能を有効化させるためにも、相談の場所と処遇の場所は、精神に障害のある人たちの立場に立てば、従来どおり同じ建物にあることが不可欠といえます。

## (2) 京都市こころの健康増進センターと一体的に事業を推進

## ①福祉サービス利用への支援

当法人は京都市こころの健康増進センターと一体的に就労支援や生活支援を行い、京都市こころの健康増進センターやデイケア課に相談来所された市民が、京都市朱雀工房の見学や京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」を見学され、福祉サービスの利用につながり、ワンストップの支援を提供できました。

#### ②デイケア課のプログラムへの協力

デイケア課の就労支援施設短期体験として年間 24 日間 2 名ずつ受け入れ、これまでには就労セミナーで京都市朱雀工房利用者が体験発表を行なったり、職員が講師を務めたり、家族会での講師や見学を受け入れたこともありました。精神障害者バレーボール京都市大会に第 1 回大会より加藤理事長が、京都精神保健福祉施設協議会から実行委員会の副会長として、京都市朱雀工房職員が幹事として開催に協力しています。

#### ③研究事業への協力

京都市こころの健康増進センターが参画する地域保健総合推進事業「大都市における精神保健福祉施策に関する研究」において、京都市のホームヘルプの現状や「介護サービス科」、ピアヘルパーについて報告や意見交換を行なってきました。

#### ④委託職業訓練の実施

「介護サービス科」「OA基礎科」「OA実践科」に関する国の委託職業訓練を精神障害のある人を対象にして京都市朱雀工房が行い、選考や座学の講師に京都市こころの健康増進センターの協力を得ました。ヘルパー資格やOAの資格を取得し、就労した受講生は多く、年 1 回修了生のOB会を開催し、就労継続の支援を行っています。

ヘルパーの資格を取得して、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」とともに実施した地域移行支援事業のピアサポーターの養成研修を受講し、ピアサポーターとして活動している訓練修了生もいます。

#### ⑤専門職養成

京都市こころの健康増進センターが受け入れられた看護師の研修に協力し、本年は 2 か所の看護師養成校から 80 名の研修を引き受けています。

精神保健福祉相談員取得研修において、障害福祉サービスについての講義を引き受け、実習を受け入れています。

デイケア課の精神保健福祉士の実習の一環として京都市朱雀工房での実習をお引き受けもしています。

#### ⑥視察見学

韓国やオーストラリアからの京都市こころの健康増進センターの視察見学に際して、京都市朱雀工房を見学していただいたこともあります。

### (3) 京都市朱雀工房の先駆的取り組み

#### ①先駆的事业や充実した支援の実績

京都市朱雀工房は、これまで老人配食サービス事業、老人保健施設における洗濯、社会福祉協議会での清掃、地域の商店街での会食事業等多種の授産事業の実施や地域交流に努めてきています。

高次脳機能障害の支援については京都市身体障害者リハビリテーション推進センターに高次脳機能障害相談センターが設置される前から通所されていた利用者があり、発達障害のある方、児童虐待をしていた方、アルコール、薬物依存症の方、難病のある方等、多様な課題を抱えた市民の支援につき実績を挙げてきました。

就労支援や定着支援に実績をあげ、平成 23 年 1 月自立支援法の事業移行後から平成 29 年 9 月までの就労移行者数は 28 名で、平成 27 年度障害者ワークフェアでは障害者優良事業所表彰を受けています。定着支援として 3 か月に 1 回、日曜日に OBOG 会を実施しています。

京都市朱雀工房で行っているSST（社会生活技能訓練）に関して、見学研修を他事業所から依頼を受けることが多く、応じています。

#### ②京都市事業に積極的に協力

圏域のこころのふれあいネットワークに参画し、実務者会議やイベントに積極的にに関わり、地域で当事者の楽器演奏、メンタルヘルスについての講演、相談を行う交流会を開催し、そこでこころのふれあいネットワークについて啓発を行ってきました。

福祉事務所の職員の人権研修にも講師として精神障害のある人たちへの接し方について話し、協力をしました。

京都市就労移行支援事業所ネットワーク会議の会長や副会長を引き受け、研修や交流、例会の運営に協力し、京都市内の就労移行支援事業所の支援力の向上に貢献しています。

#### ③社会資源の創出

京都市朱雀工房を中心にして利用者の思いに寄り添い、ニーズに応じた支援を行うために地域生活支援センター、3カ所のグループホーム、西山高原工作所、ワークステーションかれん工房を設置し、社会資源を創出してきました。

#### ④他機関・事業所も対象にした講座や訓練、事業の実施

他障害福祉サービス事業所やデイケアのメンバーも対象にして京都ビルメンテナンス協会の協力を得て「清掃講習会」を平成9年から開催し、清掃事業を障害福祉サービス事業所が請け負うことや清掃関係の仕事への就労に貢献しています。この清掃講座に支援学校の教諭も参加されるなかで、支援学校での清掃の授業が導入されたと伺っています。アビリンピック京都大会にも清掃が競技種目になるきっかけにもなっています。

公共の職業訓練の実施も行い、ヘルパー資格を取得してピアヘルパーとして活躍する当事者を養成し、当事者間の支え合いの場を設定し、支援してきています。

独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、「精神障害者に対する就労支援促進事業」や「ピアサポート支援事業」のパネルディスカッションや講演、カナダやアメリカの先駆的精神保健福祉関係者を講演者として招聘しての研修会、動機づけ面接法の研修等を関係機関や外部職員も対象にして行い、支援技術の向上に努めています。

ジョブコーチ支援事業の前身である職域開発援助事業、社会適応訓練事業所の設立、運営に協力をし、京都市朱雀工房の利用者にとどまらず、知的障害や身体障害のある方への支援を行ってきました。

#### ⑤精神保健福祉の向上と啓発

京都の精神保健福祉の向上と啓発のため、1999年から2003年まで有名アーティストのコンサートを京都ミレニアムライオンズクラブや当事者や関係機関の支援を得て、開催しました。2003年からは桂川河川敷での清掃活動を共に啓発のための取り組みとして継続しています。

#### ⑥専門職養成やボランティアの育成

精神保健福祉士の資格取得をするための精神保健福祉士現任者講習会を1999年から2002年まで実施しました。

専門職養成のために実習を引き受けています。今年度は精神保健福祉士の実習を3大学7名、専門学校2校4名、看護師・保健師の実習を5校、119名受けています。日本精神保健福祉士協会の実習指導者講習会の講師を京都市朱雀工房施設長が平成23年より務めています。

京都市こころの健康増進センターで実施された風のリンケージ開催のボランティア講座の講師を務め、各大学や京都ボランティア協会からボランティアを受け入れています。

#### ⑦全国組織への協力

事業者の全国組織である全国精神障害者社会復帰施設協会の京都大会を実施し、全国精神障害者社会福祉事業者ネットワークの幹事に就任し、全国の関係団体及び事業者間の連携協

力や情報交換、精神障害者の社会福祉の促進と充実を図ることに寄与しています。

#### ⑧人材の育成・定着

京都市朱雀工房を中心にして法人全体で福祉人材育成認証を受け、更新も行いましたが、精神保健関係の福祉サービス事業所では唯一の認証事業所です。ワーク・ライフバランスの認証も受け、京都府子育て支援表彰を受賞しました。他事業所から就業規則、給与規則等の規程や福利厚生、事業所運営の相談や指導を求められることがあります。働きやすく、働き続けられる事業所のモデルとなっています。

#### (4) 京都市中部障害者地域生活支援センター「なごやか」、こころのふれあい交流サロン「なごやかサロン」の取り組み

障害者地域生活支援センターとして、委託の相談業務、特定相談支援事業所としての計画相談業務、地域自立支援協議会の事務局としての役割等のほかに、委託の事業として、①退院支援のコーディネーター業務、②地域生活支援拠点事業、③機能強化型サロン事業の役割を担っています。

##### ①地域移行支援（退院支援）事業

平成 17 年から試行事業として退院促進支援事業の委託を受け、京都市圏域での退院支援にこころの健康増進センターと取り組んできました。地域移行支援が障害福祉サービスの一つとなって以降も、コーディネーター業務として委託を受けて、地域移行を進めていく上での病院、相談支援事業所等の毎月の実務者会議を開催し、研修会、病院見学会等を実施し、地域移行支援の拡大に努めています。新たに地域移行支援に取り組まれる一般相談支援の事業所も少しずつ広がり、実務者会議への参加者、関係機関も増えています。ピアサポーターによる体験発表等の普及啓発の活動として、こころのふれあいネットワークや研修会などを通して、年 37 回、1369 名（平成 28 年度実績）の方が参加されています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施にあたって、今年度においては、ピアサポーターの養成を行い、地域移行を推進していきます。

##### ②地域生活支援拠点の事業

地域生活支援拠点整備として、京都市障害者 24 時間相談体制構築モデル事業の委託を受けて、緊急時プランの作成を行い、登録された方への土日祝日の緊急時の相談体制をとり、夜間の南山城学園での相談と連携して、24 時間の相談体制をとっています。また、一般相談として、登録者以外の方からの緊急時の相談も含めて受けており、土日祝日・年末年始も含めて、年中無休の体制をとっています。

##### ③機能強化型サロンの事業

なごやかサロンにおいては、平成 10 年の開設当時、精神保健福祉の資源がまだまだ限られていた頃より、平日の夜間と土日祝日の開所を行い、開いている施設が非常に少ない曜日、時間帯での居場所の提供を、休日の勤務体制の調整を図りながら、継続してきました。20 年が経過しようとする今日、そうした地道で他にない取り組みの実績は、地域生活支援拠点事業の受託と、現在の支援センターでの年間 365 日、年中無休での相談体制へとつながっています。また、この 20 年において、福祉サービス等の社会資源は格段に充実してきている中であっても、精神に障害のある方が、土日に気軽に立ち寄れる、唯一の場であり続けています。また、機能強化型サロンとして、市内のこころのふれあい交流サロンへの専任の相談員の派遣業務を事業の委託を受けて担っています。

##### ④地域の関係機関とのつながり

地域との連携に関わることでは、中京区、下京区のこころのふれあいネットワークの運営に携わることのほか、下京子ども家庭支援ネットワーク、中京区権利擁護ネットワーク、中京在宅医療センター地域連携室難病ワーキンググループへの参加など、3 障害対応となる中で、ネットワークでの関わりも着実に広がっています。自立支援法の下での制度の移行期においては、

市内の精神の支援センターと3障害の支援センターによる、「支援センターの集い」として、平成21年3月時点で26回の集まりを重ね、事務局を担うなど、その時々の中で、地域全体の支援の向上となるべく、関係機関とのつながりを持ってきました。

#### ⑤人材育成、研修等

また、京都市こころの健康増進センターの精神保健福祉相談員資格取得講習会、精神保健福祉相談員研修会等の研修事業、実習見学、京都市地域リハビリテーション推進センター研修事業に積極的に協力し、精神保健福祉の推進に努めています。

地域の障害福祉に携わる人材育成ということでは、10年以上にわたる京都府サービス管理責任者研修（地域生活分野）の他、京都府相談支援従事者初任者研修、現任研修の講師を務めています。

#### (5) 試行事業の業務委託

当法人はケアマネジメント事業や地域移行支援事業、障害者24時間相談体制構築モデル事業等試行事業の委託を受け、事業化に貢献してきています。

京都光彩の会が設置し、運営しているグループホーム賀陽で、地域移行をめざす入院されている方が宿泊体験をされており、連携して地域移行をすすめることができます。

#### (6) 京都精神保健福祉施設協議会の設立と運営を通じての精神保健福祉の向上

精神保健福祉関係の施設で構成する京都精神保健福祉施設協議会の平成14年3月の設立から今にいたるまで、会長職と事務局を担い、京都市の障害福祉計画に意見を提出し、精神保健福祉や障害福祉の施策審議会や障害者就労推進会議、自立支援協議会等の委員に就任し、京都市政の推進に協力してきています。当事者会、家族会、精神科診療所協会、京都精神保健福祉士会の5団体で要望を提出し、京都市と懇談会を持ち、精神保健福祉の向上につとめてきています。

#### (7) 今後京都市民の福祉のために貢献できること

##### ①京都市の福祉施策の基本方針への貢献

京都市朱雀工房では、従来から高次脳障害、発達障害、依存症のある人たち、難病、虐待を行っている親への支援を行っています。

京都市障害者地域生活支援センター「なごやかサロン」も3障害と障害児童の相談支援事業を行っています。児童福祉センターの相談にお越しになるメンタルヘルスに課題のある家族にも対応ができ、京都市の福祉施策の基本方針である“ワンストップで相談ができるようになること”に大きな貢献ができるものと考えています。

##### ②こどもの分野への貢献

児童支援施設には親から虐待を受けた子どもたちが入所しています。その子たちの支援のためには、虐待をしていた親への相談対応やケアの必要性があります。また、児童心理治療施設には、親の自死などの大きな心の傷を負った子どもたちがいます。それらに対し、児童福祉と精神保健が一体となった支援は非常に有効と考えられます。この点で、当法人との新たなリエゾンが生み出され、市民に貢献できます。

##### ③障害分野における貢献

乳児期ではなく、青年期や成人して障害者になる人が多い現状があります。本人と周囲の「障害受容」が大きな課題です。この点で貢献できる経験の蓄積が当法人にはあります。

##### ④ソーシャルワークによる貢献

アセスメント(複合的社会ニーズの総合的把握)とケアマネジメント(活用できる制度やサービスの総合的マッチングと有効管理)に関する実践経験を積んだプロフェSSIONALが当法人には豊富です。

##### ⑤アウトリーチ

ひきこもっている人や高校中退者、若者等サービスにつながりにくい人へのアプローチを

アウトリーチにより行うことを計画しています。

⑥切れ目のない支援

地域生活支援センター「なごやか」が児童から成人に移行する方の支援を引継、サービスにつなげることができます。

⑦地域包括ケア

当法人は就労系事業所3カ所、地域生活支援センター、相談支援事業所、グループホーム3カ所を運営し、法人理事会有志が中心になって設立し、ホームヘルプ事業や精神障害者のホームヘルプに関する研修を行っている特定非営利活動法人「ステップアップ」と一体的に活動しています。精神障害のある人の切れ目のない地域包括ケアの推進にこれまでの実績を生かすことができます。

⑧「統合失調症カフェ」の運営

理解を広げていく必要のある統合失調症の当事者や家族が情報を得、交流する場である「統合失調症カフェ」の運営を計画し、2月ごろの実施に向けて準備中です。行政施策にはまだなりにくい事業にも開拓的・先駆的に取り組んでまいります。

### 3 施設一体化整備に係る意見

京都市朱雀工房利用者

私たち京都市朱雀工房利用者とならびにOBは、3施設一体化整備について以下のように思っています。是非、私たち利用者の思いをお汲み取りください。

・朱雀工房のメンバーの一員として毎日ここに通所させてもらって作業させてもらい、来られない日でも相談に乗ってもらい、私にとってはなくてはならない居場所です。スタッフの方もメンバーさんも私は大好きで、施設長はみんなのお母さんのように大きな存在です。

新しくできる建物の中のスペースに入れることを強く希望しています。ずっと朱雀工房に通い続けたいです。よろしくお願いします。

・京都市こころの健康増進センターのデイケアに通所していました。その頃に光彩の会の朱雀工房のことを知っていたので、今朱雀工房で働いています。できる事なら同じ建物内で存続していただけたら良いのではないのでしょうか。

・精神と身体共に悪い人もいると思うので、今まで通り同じ場所の方がいいと思う。

・京都市こころの健康増進センターと朱雀工房とが一緒にある方を希望します。手続き等わからないときにすぐセンターに聞きにいけるので、便利です。

・京都市こころの健康増進センターと同じところの方が医療の手続き等をしやすいときが出てくると思うから。

・京都市こころの健康増進センターといっしょに入居させてください。

・みんなと一緒に仕事をしたいと思います。ちりぢりばらばらになってしまうのはダメだと思います。グループで一緒に仕事をしたいと思っています。長い間やってきたものばかりでやって来たものですので、京都市こころの健康増進センターの人達と一緒に仕事をやりたいので、よろしくお願いします。

・働く場所がなくなるのは嫌だから今後続けていく場所を提供してほしい。

・行く場所がないので、入りたいです。みんなと仲よくしていきたいと思っています。

・広い場所が良い、元のような。

・現在、社会復帰をいたしまして、労働の対価としての賃金を受け取り、社会の一員とし

での自分を取り戻しているのは、ひとえに京都市朱雀工房のお陰です。ハローワークでの就職活動から職場定着まで様々なご指導をいただき、このご尽力なくして現在の私は存在しません。職場で働いて場合によっては納税し、社会人として精神障害者が頑張れる場所を作っていただく施策として、どうか京都市朱雀工房を新しい整備事業に加えていただきたいと思います。社会的弱者が自立して一つの個人として生活していくことを応援してくださる施策に一市民として希望いたします。

なごやかサロン利用者

・こころの健康増進センターのデイケアを利用している時に京都光彩の会のグループホームを紹介されました。また、デイケアから京都光彩の会が運営する就労継続支援 B 型事業所を見学し、利用につながりました。同じ建物内ですぐに相談でき、またすぐに見学できたので利用につながったと思います。今はなごやかサロンを利用して、同じ建物内に支援センターや増進センターがあるので、すぐに相談できる安心感があります。

平成 29 年 10 月 20 日

### 3 施設一体化整備基本計画に係る意見書

京都精神保健福祉施設協議会  
会長 加藤 博史

京都精神保健福祉施設協議会（以下、当協議会）は、京都府下の精神保健福祉関係の施設が連携を図ることを目的に平成 14 年 3 月に設立されました。現在 55 の団体・事業所が参画しており、この間、精神保健福祉の施策審議会や障害者就労推進会議、自立支援協議会等への参画や、当事者会・家族会・精神科診療所協会・京都精神保健福祉士会の 5 団体とともに京都市と懇談の機会を持つなど、京都市政における精神保健福祉の向上に微力ながら努めて参りました。

この度出された 3 施設一体化整備基本計画が、更なる精神保健福祉の推進につながるよう、以下のことを要望いたします。

#### 1. 精神保健福祉に関する施策の推進と精神障害当事者及び家族への専門相談の充実を要望します。

精神障害の方への就労支援、精神科における長期入院患者への地域移行支援の推進事業、またひきこもりや自殺対策、アルコールやギャンブル依存症への専門相談や訪問活動の強化、自助グループなどの当事者活動のサポートなど、これまで「こころの健康増進センター」が担われてきた精神保健福祉に関する様々な取り組みの更なる強化と高い専門性を持つ相談窓口としての機能の充実を望みます。

#### 2. 各区の保健福祉センターへの技術指導やバックアップの充実を要望します。

各区の保健福祉センターは地域で生活されている精神障害者及び家族にとって欠かせない存在です。保健福祉センターが精神保健福祉に関する第 1 次相談機関として更なる充実を図るためにも、こころの健康増進センターによる技術指導・バックアップ機能の強化を望みます。

#### 3. 精神保健福祉に関する啓発事業の強化を要望します。

これまでの啓発活動等により精神障害に対する一般市民の理解は進んでいるとはいえ、精神疾患や障害に対する偏見は未だ根強く残っているのが現状です。精神疾患に関する正しい知識や精神障害に対する理解が市民に広がるよう、行政が主導となり市民に向けた情報発信を更に強化していただくことを望みます。

#### 4. 障害福祉サービス事業所等に向けた研修の充実を要望します。

精神障害者の地域生活支援の充実には、障害福祉サービス事業所等の職員のスキルアップが欠かせません。精神疾患及び障害、また関連する課題等に対する知識や援助技術の習得に向けた研修の充実を望みます。

#### 5. 当協議会の事務局を担ってきた京都市朱雀工房、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」が 3 施設一体化庁舎へ入居することを要望します。

当協議会の準備や設立後の運営に京都光彩の会加藤理事長が会長、事務局長を京都市朱雀工房施設長、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」施設長、副施設長が事務局員として尽力してきました。

当協議会が設立されたことで、精神保健福祉の向上のため事業者からの意見を施策審

議会や自立支援協議会等で述べ、障害福祉計画にも意見をあげ、精神保健福祉 5 団体で要望懇談会も持てるようになり、その際には事務局である京都市朱雀工房、京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」は、委員の選出、意見の取りまとめ、連絡調整等の事務を担ってきていました。

また、当協議会の就労にかかわる事業として清掃講習会を継続的に行なうための京都市朱雀工房の事業から当協議会の事業へと拡大しました。清掃講座で得た清掃技術を活用し、当協議会加盟の事業所は清掃業務の委託を受け、清掃の仕事で就労された利用者もいます。また大学の場に就労の場を設けようと大学と就労に関するニーズ調査を実施し、コミュニティキャンパスの運営を受託しています。そのような事業化にも事務局は実行委員として関わってきました。精神障害のある人が能力を身につけ就労をめざせるよう障害者委託訓練を京都市朱雀工房が実施し、当協議会も協力を行いました。

他にも、精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会の副委員長に加藤会長が就任し、幹事会に事務局が出席する等協力をしています。

さらに、大都市社会福祉施設協議会京都市大会の課題別研究会、精神障害者リハビリテーション学会京都大会サテライト企画にて事務局長、事務局員が実行委員として準備から当日の運営までを担いました。

これまでこころの健康増進センターと京都市朱雀工房及び京都市障害者地域生活支援センター「なごやか」が同じ建物内にあることで、こころの健康増進センターに相談に来られた方に京都市朱雀工房やこころのふれあい交流サロン「なごやかサロン」の見学を勧めたり、デイケア利用者の中で生活支援が必要と思われる方が「なごやか」での相談につながったことがあり、この様な事例からも今後も同じ建物内で一体的に運営されることが市民にとって非常に有益であると思われます。

京都の精神保健福祉を牽引する役割を担い、こころの健康増進センターと一体的に事業を行ってきた京都市朱雀工房、障害者地域生活支援センター「なごやか」について、引き続き当協議会の窓口として、行政との情報交換や連絡、連携を図り、事業を振興する点から、3施設一体化庁舎への入居を望みます。

旧京都市こころの健康増進センター跡地に建設予定の合同庁舎への  
入居に関する意見書

京都ユーザーネットワーク  
代表 松井秀彦

平素は私ども当事者団体の活動に格別のご高配とご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、京都市による「京都市身体障害者リハビリテーションセンター」、「京都市こころの健康増進センター」、「児童福祉センター」の3施設合築計画に伴い、当会の会員も利用している「京都市朱雀工房」、「京都市中部障害者地生活支援センターなごやか」、「こころのふれあい交流サロンなごやかサロン」、「京都光彩の会法人事務局」が緊急的に移転となりました。多くの利用者は、こころの健康増進センター利用の利便性、共同生活援助事業所からの歩行距離、障害特性上通所時間やルートをルーチン化するニーズがあることなどから、これまで同様、「京都市こころの健康増進センター」と共に、同じ庁舎内で一体的に事業が推進されることを望んでいます。

そのため、「京都市地域リハビリテーション推進センター」、「京都市児童福祉センター」、「京都市こころの健康増進センター」の合築化施設整備が完了したときには、「京都市こころの健康増進センター」と共に、同じ庁舎内で一体的に事業が推進されるべきではないかと考えます。

また、本年4月に適用されることになった「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施にあたっては、京都ユーザーネットワークとしてピアサポーターの養成や活用について「京都市朱雀工房」、「京都市中部障害者地生活支援センターなごやか」、「こころのふれあい交流サロンなごやかサロン」と協力しながら推進していきたく思っております。



2017年10月20日

京都市保健福祉局・  
京都市子ども若者はぐくみ局 御中

京都精神保健福祉士協会  
会長 西村 睦美

### 3施設の一体化整備に係る意見・要望について

平素より当協会活動にご理解をいただき誠にありがとうございます。

先日、3施設一体化整備に関する意見募集のご案内を頂いて件について、当協会の意見及び要望を申し上げます。

#### 記

1. 3施設一体構想に関して、利用者・支援関係者及び現在センターに関わる職員への説明及び意見交換の機会を設け、その結果を計画に反映して下さい

今年度子どもはぐくみ局の設置にともない各区役所の窓口が再編成されました。市民にとっては大きな変更でしたが、実働までに説明等も不十分で、結果として利用者・支援者に混乱が生じました。また、以前と比較して相談機能面は低下し、地域の支援機関との連携もしにくくなった感がぬぐえません。

3施設の一体化構想、子どもはぐくみ局と関連の窓口の再編、そしてホームレス支援施設の今後のあり方としての中央保護所・一時宿泊所の再編と、私たち支援団体にとっても大きな変更が次々計画・実行されております。しかし、こうした計画に関して京都市からの直接説明及び意見交換の機会が非常に乏しいことは誠に残念です。

また、この計画はいかなるニーズ・課題をもとに立てられているのでしょうか。私たちの実践は利用者のニーズを聴き、アセスメント・支援計画・実践が行われます。今回、利用者や支援者等のニーズ及び行政としての課題を、どのように調査しこの計画が立てられたのかよく見えません。子どもを中心に置きそこに関連する問題も含め総合的に関わるという方針を主としてこの計画が進められるのであれば、子どものいない方・単身者等が抱える課題は置き去りになるのではないかと不安を抱きます。そこで、今回の3施設一体化に関して計画策定の経緯も含め、トップダウンな方法ではなく、実務を担う職員や利用する市民・支援者へ、京都市から直接説明及び意見交換する機会を設けてください。そしてそこの意見を計画に反映してください。

「我がごと・丸ごと」と地域での包括的な支援の形を国は押し進めており、今後さらに身近な行政との対話が重要になってきます。お互いの信頼関係の構築のためにも多くの対話の機会を設けてください。

一旦動き始めた計画が止まらずその結果、計画していた効果の得られないことが見られます。巨額な費用がかかる計画ですから、一旦立ち止まって考えることも必要ではないでしょうか。

## 2. 3施設一体化による、相談支援機能の充実をお願いします

施設が一体化することで、効率化という名の下に人員削減等が行われ、相談支援機能が低下する事例があります。今回の統合で現在の各センター機能が低下でなく充実するよう、各当事者団体等の意見も踏まえて計画・設計をお願いします。

## 3. 相談者のプライバシーの確保等について十分な配慮をお願いします

ワンストップで様々な問題について相談を受ける機関として、様々な配慮が必要と考えます。十分な個室の確保や、児童虐待の事例で親が精神疾患を抱えているなど、それぞれの問題から距離を置き、安全性が確保できる配慮をお願いします。

## 4. 精神保健福祉に関する支援の充実をお願いします

これまで当協会及び関係4団体で京都市に要望を行い、地域で当たり前のように生活ができるよう、居住に関する支援の検討をお願いしております。今回の整備において、その要望の一つであるショートステイの機能を設けてください。精神障害の方が、不調な時に休息としてストレスなどから一旦離れ、安心して過ごせる場はほぼなく、結果入院に至り地域生活が中断するケースが見られるためです。

また、先に述べた状態に至る前に電話で24時間または夜間相談できる場所も地域生活を維持する上で、大切な支援となります。京都市では「障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施しておりますが、他府県での実施内容や各事業所における電話相談の現状も踏まえ、積極的に検討をお願いします。

## 5. 複数の当事者団体・福祉事業所等が利用できる場を設けてください

当事者団体や任意の福祉団体など、財政基盤が不安定なために活動の拠点を設けることに苦労している事が多いです。活動の性質上、法内事業に当てはまらないものもあり支援の幅を広げるには、こうした団体との協力と安定的な活動へ支援が必要です。その拠点作りをやすくするためにも、新たな建物の中にそうした場を設けてください。

なお、京都市こころの健康増進センターと同じ建物にて運営していた法人にはこれまでの京都市での精神保健福祉への貢献も十分に踏まえ、仮にこれまでと同様の対応が難しい場合は、移転等十分な配慮をお願いします。

## 6. 大規模災害時のリスクマネジメント対策をお願いします

近年、日本各地で大規模な災害にみまわれています。行政の相談支援を統合したセンター機能はどのように担保されるのでしょうか。

3施設の利用者は、災害弱者となる可能性も高く、加えて災害時に地域から排除されやすいという生活環境上の困難を抱える可能性があります。

災害時のリスクマネジメントを考えるならば、分散している方が利点があると考えますが、一体化した場合の大規模災害に対するセンター機能の維持方法は十分に検討をお願いします。

以上



## 要望書

こどもたちの保育・療育をよくする会

### ●建物ありきではなく、まず量・質・システムの検討を！

療育手帳の取得や療育利用のために必要な発達検査の待機期間は、年々長くなってきており、現在は、6ヶ月近い待機です。待機の背景には、京都市が障害福祉計画で見込んでいた量（参考資料①）よりもかなりハイスピードで利用者や事業所数が増加（参考資料②-1,2）している現状があります。しかし、増加しているといっても他都市と比較した場合、京都市は、相談件数が多いにもかかわらず（②-3）人口に対する事業所数が、まだまだ少ない（③）状態です。2017年度末までにどこの自治体も障害児福祉計画を策定する事になっていますが、策定にあたって対象児の基準や対象児童数をどう想定し、どのような経路で把握し、どうやって適切な支援につないでいくのか具体的な方向性がわからないまま、一体化のことが決まっていくことに不安を感じています。発達検査待機以外にも療育の待機、ケースワーカーの事務量増加（それに伴うケースワーク業務の簡素化）、発達診断外来受診待機、在宅の重症心身障害児の増加（京都市内に医療型児童発達支援センターがない）など現在直面している課題は、たくさんあるものの、3施設一体化整備計画によって果たしてこれらの課題が改善されるのが全く見えてきません。一体化することや建物を先に考えて、そこでできる範囲のことを当てはめていくのではなく、現状の課題にどう対応していくのかを第一に考えてください。

### ●身近なところで・スムーズに・スピーディに相談が受けられるように！

#### ワンストップは、子どもはぐくみ室で。

発達に支援が必要な子どもと保護者が通う場所として私たちが求めていることは、精神的にも物理的にもハードルが低く、必要な時に必要な支援が受けられることです。そのためには、住んでいる地域の近くで（②-5）、1か所で用が足り、待機の期間が短いことが条件になります。保健福祉センターに子どもはぐくみ室が開設された際に「子どもはぐくみ室」の全職員が子育てに関する相談をワンストップで受け付け、適切なサービスを案内する「子育て支援コンシェルジュ」として総合案内機能を果たすと説明されました。相談内容は、ひとり親家庭への支援、障害のある子どもへの支援、経済的支援、虐待の相談や通告、養育相談、ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援等多岐にわたります。しかし、実際には相談や手続きはワンストップで終わらず、そこから児童福祉センターにつながる件数も多いのです（資料②-4）。本来の意味での“ワンストップ”を目指すなら、先に開設したはぐくみ室をベースに連携や利便性を考えていくことが本筋です。例えば発達検査待機の背景のひとつに心理判定員を増やしたくても部屋が足りないという問題がありますが、発達相談所から心理判定員が出向き保健福祉センターの空いている部屋を利用して発達検査等を受けられるようにすれば、療育手帳の取得や療育利用のための手続きが住んでいるところの近くで行えるようになり、健診やその他の相談との連携も行いやすくなります。そのほうが1箇所集中の施設よりも明らかに利用しやすく、現状に即し合理的です。児童発達支援事業も放課後等デイサービス事業も子どもはぐくみ室の管轄です。はぐくみ室を相談の基点として施策を考えてください。

## ●障害でひとくくりにせず、“子ども”という視点を重視してください。

3施設一体化整備基本計画に、「障害児施策から障害者施策への円滑な移行など切れ目のない相談や支援」とありますが、具体的にはどんな切れ目があるのでしょうか。障害者総合支援法に関わる事業・制度の手続きの窓口は、ほぼ保健福祉センターにあります。また、相談支援事業所が増えてきている中で、切れ目のない支援は、むしろ相談支援事業所の役割でもあります。障害の重複やはざまへの支援も必要ですが、児童期、学齢期にはむしろ発達していく存在である“子ども”に対する専門性が最も優先されるべきです（②-6）。京都市では、児童院の頃から先駆的に児童福祉に力を入れており、これまでに京都独自の取り組みも多く行ってきています。そして、子どもはぐくみ室、子ども若者はぐくみ局ができたにも関わらず、子どもの施設として機能を充実させていくのではなく、障害分野でひとくくりにし、なおかつ児童相談所の機能まで一体化するというような粗雑な扱いは、絶対に許しません。

「障害」かどうかはまだわからない段階の親子も多く利用するからこそ、“障害”ではなく“子ども”の施設として独立した場所に児童福祉センターを設置し、機能を充実させていくことを希望します。

## ●各圏域の自立支援協議会で話し合い、計画に反映させてください。

自立支援協議会で、3施設一体化整備基本計画についての話し合いが行われていません。自立支援協議会は、支援の中で見えてくる生活の課題や、地域の課題を協議し、ボトムアップさせていく役割を担うために設置されています。「3障害一体となった相談機能」「3障害の相談窓口併設によるワンストップ化」「3障害の「重複」や「はざま」への適切な支援」「障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行」を述べながら、自立支援協議会の意見を聞かずに計画をすすめていることは、自立支援協議会の役割を軽視していると思えません。今から、早急に自立支援協議会で話し合う機会を作り、そこで話し合われた内容を計画に反映させてください。

## ●利用している保護者の意見もきいて検討してください。

保護者の方に意見を求めたところ、「今の児童福祉センターは子どものための施設だから行きやすい」「共用スペースがあることが逆に不安」「大人の障害者の方と出会うことに今は抵抗がある」などの意見が出されていました。保護者など利用者の生の声を聞く機会を作ってください。

参考資料 ① 第4期 京都市障害福祉計画（平成27年から平成29年）から  
必要量の見込み

区分	26年度実績 (見込)	27年度	28年度	29年度
放課後等デイサービス	814人	1,020人	1,226人	1,432人
児童発達支援	1,444人	1,533人	1,622人	1,711人

表中の人数は利用者数  
参考資料② 京都市児童福祉セ

ンター 事業概要 (平成 28 年度版) から

②-1 障害児通所給付費受給者証発行数の推移

区 分	26年度	27年度
放課後等デイサービス	790人	1,130人
児童発達支援	1,648人	1,921人
総合療育事業	4,32人	2,42人

\*総合療育事業 京都市の単費事業

②

区 分	27年度 (8月1日付)	28年度 (4月18日付)	29年度 (8月1日付)
放課後等デイサービス	38	60	97
児童発達支援	13	14	16
多機能型	13	19	29

一  
2  
事業  
所  
数

の推移

②-3 東京都及び政令指定都市における児童相談の概況 (児童1万人あたりの相談件数を追加)

都市名	児童数	相談受理件数 (平成 27 年度)	児童 1 万人あたりの相談件数
京都市	207856	12037	579
北九州市	149810	6898	460
大阪市	372071	14182	381
堺市	139146	4977	358
千葉市	152516	4702	308
神戸市	236892	7087	299
横浜市	578702	15243	263
岡山市	119538	3069	257
札幌市	273409	6574	240
広島市	203374	4659	229
新潟市	121143	2773	229
相模原市	110560	2446	221
静岡市	105136	2087	199
さいたま市	208581	4080	196
東京都	1841428	34614	188
福岡市	246772	4326	175
川崎市	229238	3716	162
名古屋市	348230	5527	159
仙台市	165482	2549	154

浜松市	133663	2029	152
熊本市	127129	1892	149

\*京都市の相談件数 12037 件中障害相談は 8827 件（73.3%）

②-4 受付経路別相談受理件数の推移

経路	家庭・親戚	福祉事務所	保健センター	警察	近隣・知人	医療機関	府県市	学校等	施設・療養所	児童本人	家庭裁判所	里親	その他	
23年度	5297	1451	588	467	456	301	214	114	82	12	11	1	35	
24年度	6283	1510	650	478	538	381	322	140	153	18	10	1	61	
25年度	6793	1583	719	637	555	419	431	177	143	20	7	1	60	
26年度	7581	1898	758	550	504	335	405	193	176	19	10	1	100	
27年度	件数	7200	1825	802	649	482	379	348	237	121	30	4	2	58
	%	59.8%	15.2%	6.7%	5.4%	4.0%	3.1%	2.9%	2.0%	1.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%

②-5 年度別行政区別相談受理件数

	下京	北	左京	上京	中京	右京	西京	洛西	東山	山科
23年度	391	648	759	413	541	1314	700	380	154	885
24年度	392	865	838	446	703	1452	764	407	173	994
25年度	427	852	913	512	740	1627	865	429	227	990
26年度	478	861	1026	568	801	1843	938	466	227	1146
27年度	529	831	1061	603	726	1812	1024	417	224	1123

②-6 年齢区分別相談種類別相談受理件数より 年齢別%追加

	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計	%
0歳～ 3歳未満	554	0	1197	0	32	1	1784	14.8
3歳～ 学齢期前	400	0	3600	0	140	0	4140	34.4
小学生	802	2	2795	40	340	4	3983	33.1
中学生	262	2	755	142	232	3	1396	11.6
高校生他	111	1	480	10	76	4	682	5.7
不詳	52	0	0	0	0	0	52	0.4
計	2181	5	8827	192	820	12	12037	100

④ 障害者問題研究 「第 45 卷 1 号 2017 年 障害児通所支援の多様化と療育の今日的課題 大阪の実態から」 より一部抜粋し、京都市のデータを追加した。

市町村名	事業所数					事業運営法人											
	中学校数	児 発 比	人口 比	放 テ イ 比	人口 比	福祉 C	医療 C	児童発達支援事業			放課後等デイサービス			児童発達支援センター			
								営 利	非 営 利	公 立	営 利	非 営 利	公 立	営 利	非 営 利	公 立	
大阪市	157	255	0.94	344	1.27	10	1	168	87	0	65.9	233	111	0	67.7	11	0
堺市	47	65	0.78	104	1.24	3	2	40	25	0	61.5	59	45	0	56.7	0	5
寝屋川市	14	9	0.24	22	0.93	2	1	5	3	1	55.6	18	4	0	81.8	0	3
京都市	73	36	0.24	97	0.66	9	0	18	18	0	50.0	61	36	0	63.0	7	2

- \* 営利には株式会社、有限会社、合同会社、非営利には、社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、医療法人
- \* 大阪の資料 公立施設には、直営施設以外に運営を民間委託している施設、指定管理者を選任している施設を含む
- \* 京都市の公立施設は、京都市が公表している事業所一覧(平成 29 年 8 月 1 日付)に基づき、直営施設と運営民間に委託している施設
- \* 多機能型の事業所は、児童発達支援事業に含んでいる
- \* 人口比は人口 1 万人あたりの整備箇所数人口は 2016 年の推計値を使用



### 3 施設一体化整備に係る意見

京都肢体障害者友愛会  
会長 松本 美津男

下記の理由により、3施設一体化は一旦白紙に戻し、リハビリテーションセンター附属病院の復活が必要と考えます。

#### 1、3施設一体化計画に至る経過の問題点

京都市は、京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院を関係する当事者・団体の強い反対にもかかわらず廃止してしまいました。

その理由はリハビリテーションを実施する病院が増えたからというものですが、増えたのは主に高齢者を対象としたリハビリを行う病院で、採算が合わなければ本人が希望してもリハビリは打ち切られてしまいます。

こうした実態を無視してリハビリテーションセンター附属病院を廃止したことに大きな憤りを持っており、今でも復活すべきと考えています。

このような問題がある中で3施設一体化計画が進められようとしているわけです。

当初3施設合築という表現だったのが、3施設「一体化」という表現の変化も計画のいい加減さを感じさせます。

2016年8月実施された京都市と京都市3施設合築方針を考える実行委員会（以下3施設合築考える実行委員会と略す）との懇談会で3施設合築の内容についての質問に対し京都市側は具体的内容の説明ができませんでした。つまり当時の京都市の考えは内容ではなく、とにかく3施設合築ありきだったのです。ここには、各施設の耐震改修などの費用をいかに安く行うかということしかなかったのではないかと思います。

更に、京都市の小学校統廃合などの流れからすれば、地価の高い身体障害者リハビリテーションセンターと児童福祉センターの跡地活用が背景にあるのではないかと考えてしまいます。

#### 2、施設一体化整備基本計画の策定にかかる有識者ヒアリングについての問題

障害者権利条約の審議過程でも「私たち抜きに私たちの事を決めないで」というのが国際的常識になってきました。こうしたことから考えれば、今回の有識者ヒアリングの委員に障害当事者が入っていないのは大きな問題です。これは参加した第1回有識者ヒアリングの委員からも指摘がありました。

関係団体の意見は聞くから問題ないというような市側の返答がありましたが、それで済むことではありません。討議に参加することも必要なのです。

また、3施設の施設長が委員に入っているのもおかしな話です。3施設長は市の職員であり、こうした場で意見を言う立場ではなく、質問に答える立場ですから出席するのは良いですが委員として参画するべきではありません。

そして、教育関係の委員がないのも問題です。障害児は年齢に達すれば学校に行くわけですから、途切れの無い対応を強調するのであれば、必ず通過する教育課程関係者あるいは研究者が委員に入っていてしかるべきです。

有識者ヒアリングという名称も気になるところです。京都市が聞き置くという印象を受けます。

委員の入れ替えも含め次回は、検討会あるいは検討委員会として開催すべきです。

### 3、児童福祉センターが一体化する問題

3施設一体化の中心は障害児者です。しかし児童福祉センターは、子供の虐待や育児放棄などの対応をする仕事も担っており、この部分の一体化は極めて不自然です。

子供の虐待対応に振り回されている児童相談所などの実態を聞くにつけ職員の増員無しに一体化すれば障害児の問題が後回しにされる危惧さえあります。

児童福祉センターは移転ではなく現在の場所で、職員の増員と内容の充実にこそ力を入れるべきです。

又、利便性を強調するなら、身近な各区役所で発達診断等の担当者を配置することこそ優先して実施するべきです。

### 4、その他

床面積を少なくするための理由が述べられていますが、たとえばトイレなどは障害児者にとっては大変重要なもので、車いすや重度障害者が利用しやすいトイレを何種類も提供するべきで、数を減らすのではなく余裕を持ったスペースの障害者が利用しやすいトイレを従来より増やすべきです。

会議室も安易に減らすべきではありません。